伊予市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱

令和３年４月12日

伊予市告示第82号

（趣旨）

第１条　この要綱は、高齢者福祉施設等（以下「施設等」という。）が感染拡大防止のために実施する自主検査（ＰＣＲ検査又は抗原検査であって、行政検査によらないものをいう。以下同じ。）に要する経費に対し、市が予算の範囲内において補助金を交付することに関し、伊予市補助金等交付規則（令和３年伊予市規則第９号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象）

第２条　補助の対象は、次のいずれかに掲げる者の自主検査の費用に係る本人負担分を負担した施設等を運営する法人等とする。

⑴　入所系の高齢者福祉施設を除く施設等に新たに入所する者であって、市内に住所を有するもの

⑵　市内の入所系高齢者福祉施設を除く施設等に入所を予定している市外に住所を有する者のうち、居住地の自治体に自主検査に要する費用の補助がない者

⑶　市内施設等に従事する職員

⑷　その他市長が特に必要と認める者

２　前項の規定にかかわらず、他の補助金等の交付を受けて自主検査を行う者は補助の対象としない。

（補助金の額等）

第３条　補助金の額は、第２条に規定する者１人につき次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

⑴　初回の自主検査　要した費用の実費（医師の証明料等を除く。）

⑵　２回目以降の自主検査

ア　ＰＣＲ検査　要した費用の実費（ただし、5,000円を上限とする。）

イ　抗原検査　要した費用の実費（ただし、3,000円を上限とする。）

（補助金の交付申請等）

第４条　規則第５条第１項に規定する申請は、自主検査後30日以内に様式第１号により行うものとする。

２　前項の申請期間は、令和６年２月29日までとする。

３　第１項の申請に当たり、補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第５条　規則第６条第３項に規定する通知は、様式第２号により行うものとする。この場合において、補助金を交付することと決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金等の返還）

第６条　規則第17条第１項に規定する通知は、様式第３号により行うものとする。

（消費税等に係る税額控除の報告）

第７条　第４条第３項ただし書の規定により交付申請をした者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（第４条第３項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第４号により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この告示は、令和３年４月12日から施行し、同年４月１日から適用する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和６年３月31日限り、その効力を失う。ただし、第４条から第７条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附　則（令和３年６月28日告示第114号）

（施行期日）

１　この告示は、令和３年７月１日から施行する。

（適用区分）

２　この告示による改正後の伊予市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱は、令和３年７月１日以後に行う自主検査に係る補助金について適用し、同日前に行った自主検査に係る補助金は、なお従前の例による。

附　則（令和３年９月17日告示第144号）

（施行期日等）

１　この告示は、令和３年９月17日から施行し、同年９月１日から適用する。

（適用区分）

２　この告示による改正後の伊予市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱は、令和３年８月１日以後に行われた自主検査に係る補助金について適用する。この場合において、同日からこの告示の日前までに自主検査を行った者に対する同要綱第４条の規定の適用については、同条中「自主検査後30日以内」とあるのは「令和３年10月31日まで」とする。

附　則（令和４年３月31日告示第46号）

この告示は、令和４年３月31日から施行する。

附　則（令和４年８月１日告示第157号）

この告示は、令和４年８月１日から施行する。

附　則（令和５年２月22日告示第24号）

この告示は、令和５年２月22日から施行する。

附　則（令和５年３月６日告示第32号）

（施行期日）

１　この告示は、令和５年３月６日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の伊予市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に補助金の交付決定を受けた法人等について適用する。

附　則（令和５年３月31日告示第64号）

この告示は、令和５年３月31日から施行する。

附　則（令和５年５月31日告示第119号）

この告示は、令和５年５月31日から施行し、この告示による改正後の伊予市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱の規定は、令和５年５月８日から適用する。

様式第１号（第４条関係）

伊予市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

伊予市長　様

所在地

事業主体名

代表者職氏名

伊予市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、交付決定後は、新型コロナウイルス感染症検査費用補助金を下記の指定口座へ振り込んでください。

記

１　交付申請（請求）額　　円

２　検査実施医療機関

３　検査対象者名

４　補助金の振込先

名　　称	銀行　組合 信用金庫　　本店　支店 支所　出張所
口座種別	普通　　当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

５　添付書類

⑴　検査の対象者、種類（PCR・抗原）が確認できる証書等

⑵　検査費用の領収書

⑶　高齢者施設等自主検査補助事業交付申請添付一覧（別紙）

別紙（第４条関係）

高齢者施設等自主検査補助事業交付申請添付一覧

法人名
施設名
担当者名
検査対象者　※１

自主検査関係		□検査領収書 □検査結果通知書　※２	
振込先口座登録関係		□口座振替依頼書 □通帳（２ページ目）の写し　※３	
□新規入所者		□契約書 □その他（　　）	
□やむをえない理由による感染拡大地域との往来			
	共通（雇用関係）	□賃金台帳 □出勤簿 □その他（　　）	※4
	共通（交通費関係）	□航空機予約画面の写し □領収書（JR、高速バス、船） □高速道路利用料金領収書 □その他（　　）	
	□冠婚葬祭	□結婚式招待状 □会葬礼状 □その他（　　）	※5
	□資格試験受験	□受験票 □その他（　　）	
	□研修	□研修受講修了書 □研修受講決定通知書 □その他（　　）	
	□その他（感染拡大防止のため施設等が検査が必要だと判断した職員）	□その他（　　）	

※１　検査対象者ごとに当該一覧を作成すること
※２　検査結果通知がある場合、検査領収書とあわせて添付すること
※３　市に指定口座登録がない場合、通帳の写しを添付すること
※４　感染拡大地域との往来理由に関わらず、雇用関係・交通費関係の証明書を添付すること
※５　感染拡大地域との往来理由に応じて、証明書を添付すること（該当の□にチェック）

様式第２号（第５条関係）

伊予市指令第　　号

年　　月　　日

様

伊予市長　　印

伊予市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった伊予市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金について、次のとおり交付する（しない）ことと決定したので通知します。

交付決定額　　円

不交付の理由

交付予定日

様式第３号（第６条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

伊予市長　　印

伊予市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金返還命令書

伊予市補助金等交付規則第17条第１項の規定により、次のとおり返還を命じます。

記

１　補助事業等の名称

２　補助金返還額　　円

　交付済補助金額　　円

　補助金確定額　　円

３　返還を命ずる理由

　（理由）

４　返　還　方　法　別添の納入通知書により、伊予市役所又は伊予市指定金融機関で支払ってください。

５　返　還　期　限　　年　　月　　日

様式第４号（第７条関係）

伊予市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

年　　月　　日

伊予市長　様

所在地

事業主体名

代表者職氏名

年　月　日付け伊予市指令　第　　号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、伊予市高齢者福祉施設等における新型コロナウイルス感染症検査費用補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助金交付要綱第５条の補助金交付決定額

金　　円

２　補助金の申請時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金　　円

４　補助金返還相当額（３－２）

金　　円

（注）参考となる資料を添付すること。